

バルク貯槽申請書類提出等手順書

[機-50102A-1]

高圧ガス保安協会

バルク貯槽申請書類提出等手順書

[機-50102A-1]

1 適用範囲

この手順書は、特定設備検査マニュアル [機-50102] (以下「マニュアル」という。) 3.1.1 (4)に定める別添3バルク貯槽(以下「バルク貯槽」という。)を繰り返し製造する者が、申請書に添付する書類(以下「申請書類」という。)を予め協会に提出する場合の書類の提出及び受理並びにそれらに付随する管理について適用する。

2 申請書類の提出及び受理

2.1 申請書類の提出

申請書類を提出する者は、同一型式のバルク貯槽毎に、(1)及び(2)の書類の正副各1通を特定設備検査を申請する協会の事務所に提出するものとする。この場合において、同一型式のバルク貯槽とは、同一製造事業所で製造され、設計圧力、設計温度、使用する材料の種類及び板厚、本体及び管台の寸法並びに溶接方法が同一のものをいう。なお、申請書類の提出は、様式のバルク貯槽型式一覧表及び申請書類を納めたファイルによることとする。

- (1) 設計書(強度計算書、必要とする非破壊試験項目等を含んだ溶接要領書、溶接施工法確認試験記録等)
- (2) 構造図(全体図、部品図等)

備考1: ファイルの表紙及び背表紙には、「バルク貯槽型式ファイル」及び申請者名を明記すること。

備考2: ファイルの作成の例を、参考に示す。

2.2 申請書類の受理

事務所は、申請書類が提出されたとき、書類に不足が無いことを確認し、次の(1)から(3)までの書類に受付印を押印した後、副1部を申請者に返却する。

- (1) 強度計算書の表紙
- (2) 溶接要領書の表紙
- (3) 構造図(すべての図面)

3 申請書類の管理

3.1 申請書類の保管管理

申請書類の管理は、以下によるものとする。

- (1) 事務所は、申請書類の正を保管管理する。
- (2) 申請者は、申請書類の管理責任者を定め、当該管理責任者が書類の副を保管管理し、協会の検査員の立会検査時に提示するものとする。

3.2 申請書類の差替え

申請書類の差替えは、以下によるものとする。

- (1) 申請者は、申請書類の差替えの必要が生じた場合、マニュアル様式1の申請書書類差替届けに必要事項を記入し、差替え書類を添付したもの2通を事務所に提出することとする。
- (2) 協会の検査員は、差替えの書類の内容を確認した後、すべての書類に受付印を押印し差替えを行い、1通を申請者に返却する。
- (3) 申請者の管理責任者は、保管管理する副を返却された1通に差し替えることとする。
なお、差替えをすることができる内容は、サイフォン管の寸法の変更等耐圧部に直接溶接されないものの変更に限られるものとする。

附則 この手順書は、平成17年11月1日から施行する。

附則 この改正は、平成30年4月1日から適用する。

様式

平成 年 月 日

バルク貯槽型式一覧表

申請者名

管理責任者氏名

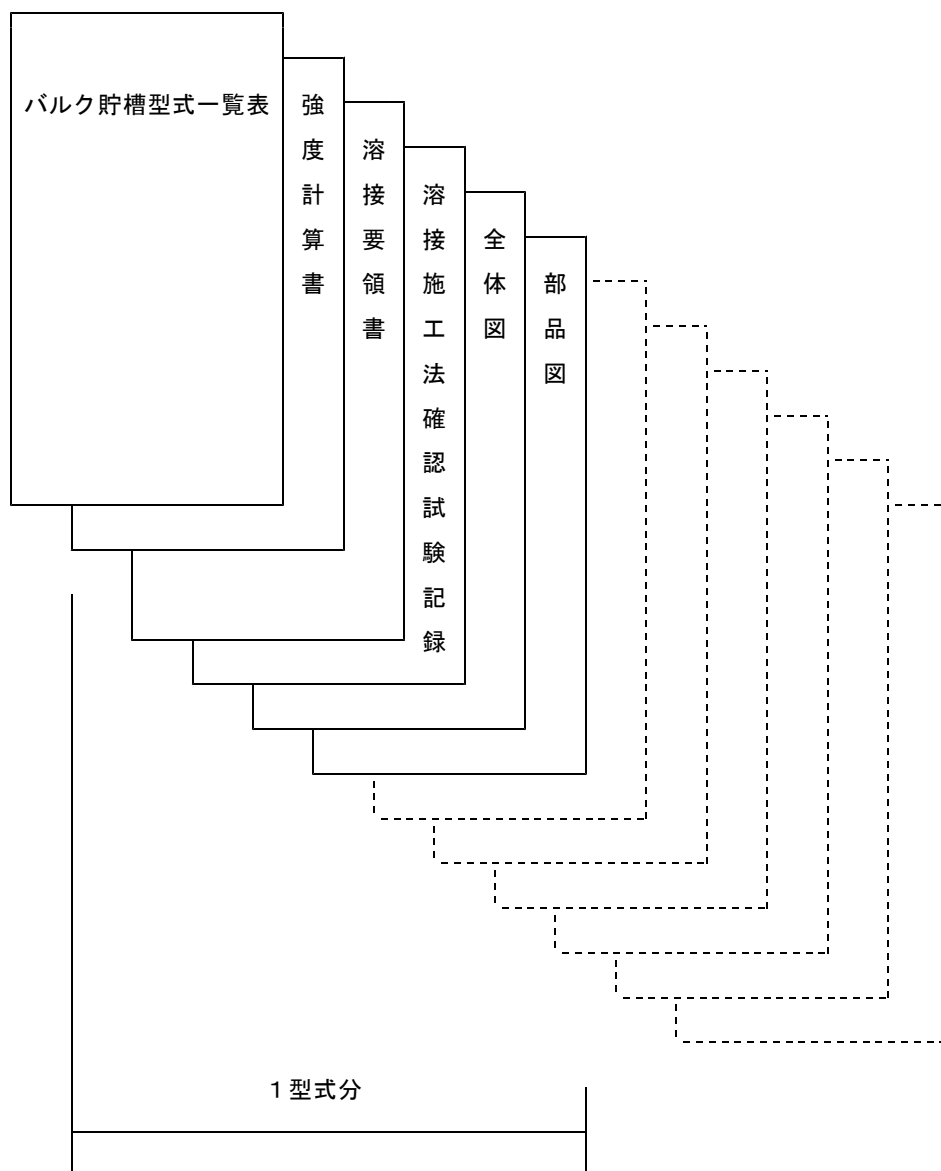
印

No.	型式番号、 記号又は名称	強度計算書 番号	溶接要領書 番号	溶接施工法確 認試験記録番号	全体図番号	部品図番号

備考：番号は、改正の番号又は記号を含めること。

参考

ファイル作成（例）



注：1 型式毎に、カラー紙等で仕切ること。